

## 感染症・予防接種レター (第 96 号)

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会

委員長 岡田 賢司 副委員長 多屋 馨子 久保田恵巳 城 青衣 菅原 美絵  
津川 毅 並木由美江 東 健一 三沢あき子 渡邊 久美

## 保育所等における感染症対策と健康教育

～「保育所における感染症対策ガイドライン」一部見直しから～

新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）の流行にともない、ここ数年、乳幼児等が集団で生活する保育所等の就学前施設等では、職員はさまざまな工夫のもとに家庭と協力しながら感染症対策を行ってきている。

11月の時点で、新型コロナウイルス感染拡大が生じる可能性があること、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が同時に生じる可能性があるといわれているため、引き続き日々の感染症対策が必要である。

感染症対策は「保育所における感染症対策ガイドライン」を中心として（以下ガイドラインと表記する）感染症対策が行われている。今回 10 月 31 日付で一部見直しが行われた。主に、1. 予防接種に関する記載の修正・追加。新型コロナウイルス感染症における小児接種に関する基本情報、日本の定期・任意予防接種スケジュールの更新等、2. 衛生管理に関する参考情報の追記では、保育室における換気に関する記載の修正、3. 新型コロナウイルス感染症に関する情報の更新～コラムの修正および追記、4. 感染症が発生した場合の連携に関する追記等、であった。今回は一部見直しの内容を踏まえ、看護職の視点から振り返ってみたい。

### 保育所における乳幼児の特性

保育所における乳幼児の特性としては

- ・乳幼児が長時間にわたり集団で生活する場所であり午睡や食事、遊び等では子ども同士が濃厚に接触することが多い。
- ・乳幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しい。
- ・感染症にかかりやすいことや急変しやすく、脱水を起こしやすい。

・大人からの援助や配慮が必要である。

などが大きくあげられ、保育に関わる大人が子どもを守っていかなければなりません。

### 保育所等就学前施設等で行える感染予防対策とは

感染症の予防とは、「感染症を防ぐには、感染症成立の三大要因である感染源、感染経路及び感受性への対策が重要です。病原体の付着や増殖を防ぐこと、感染経路を断つこと、予防接種を受けて感受性のある状態（免疫を持っていない状態）をできる限り早く解消すること等が大切<sup>1)</sup>とある。そして発症したら拡大を防ぐことである。

感染源対策には、感染経路別対策、感受性対策、予防接種、健康教育がある。感染経路別対策には「飛沫感染、空気感染（飛沫核感染）、接触感染、経口感染、血液媒介感染、蚊媒介感染があり、それぞれに応じた対策、衛生管理をとることが重要となる。

感受性対策は、感染症の予防にはワクチンの接種が効果的と言われている。0 から 1 歳の時期は、定期的な予防接種や任意接種があり、小児のワクチンスケジュールが過密になっている。職員は子どもの入園前から含め、入園後も子ども達の予防接種歴等を把握しておくことで、接種が遅れているときや、感染症発生時には早期対応につながる。また、毎年インフルエンザワクチン接種の時期には、保護者には 10 月頃より、保健だよりや保護者会などを利用し、免疫を獲得させることで、感染症が発生した場合に罹患する可能性を減らしたり、家族、友人等の周囲の人々に感染を拡大させない、罹患しても重症化しないようにするために必要であることなど、正しい情報提供をしていくことが大切な役割となってくる。また、保護者と子どものワクチン接種日を情報共有することで、子どもの

体調の観察もしていくことができる。

さらに、職員が感染源にならないように、職員自身の健康を守るためにもワクチン接種での予防や健康管理が必要である。

今回「ガイドライン一部改正」で、新型コロナワクチンについて追加されている。予防接種の効果と副反応のリスクの双方について情報提供を行うことや、嘱託医や自治体と協力し、どこで情報を得られるかなどを伝えて、保護者に判断をしてもらうことが大切になる。

### 保育所における新型コロナウイルス感染防止対策について

今回ガイドラインのコラム：新型コロナウイルス感染症についての中に追加された基本的感染症対策では、「まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけることで、手洗い等により手指を清潔に保つことが最も重要な対策となる。」<sup>1)</sup>とあり、石けんを用いた流水による手洗い、手指消毒が基本である。乳幼児は液体せっけんや泡の石けんを使用して手洗いを行うとよい。

そして、「換気」について、衛生管理の保育室のところでは、「換気については、季節や施設状況に応じて窓あけのほか、換気扇や扇風機等を活用し効果的な対策となるようにする。」と記された。コラムの中には「季節を問わず、こまめに換気を行うとともに、施設全体の室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要。」<sup>1)</sup>と通常のエアコンには換気機能がないことに留意することや、窓開けによる換気を行うには2方向の窓を開ける、窓が1つしかない場合の換気方法、HEPA フィルタ付きの空気清浄機の併用など具体的な方法が示された。各施設により、保育室やホールの構造は違うため、さまざまな工夫がされてきたと思うが、今後参考として対応することができるようになった。

### 子どもたちへの健康教育について

最後に、新型コロナウイルス感染症の流行から感染症に対する認識は以前に比べて高まったのではないだろうか。

「ガイドライン」では、「子どもが自分の身体や健康に関心を持ち、身体機能を高めていくことができるよ

う、発達に応じた健康教育を計画的に実施することが重要である。」<sup>1)</sup>とある。

感染症を防ぐために、特に手洗いなど、健康に必要な生活行動は保育の中で乳児期から繰り返し伝え、生活習慣獲得のため日々の積み重ねで学習していきけるように援助している。1歳を過ぎた頃より、トイレの後、食事前、外から帰ってきた時など、手を洗おうねと言葉かけにより行っていく。子どもの発達に合わせ、手を洗うことの意味、正しい手洗い方法を健康教育として伝えていくことで、身につけていく。「病気になるために、手洗いが必要、マスクをする」など健康を守る意味を理解し、自らの意志でできるようになり健康へとつながっていく。子どもの年齢や発達過程に応じた健康教育を計画的に実施することが重要になる。

これは、子どもだけでなく、健康教育の内容を保護者に伝えていくことで、家庭内で共通となる。子どもから保護者に伝わることもあり、保護者も子どもや家族全員の健康に注意し、家庭において感染予防、病気の早期発見等ができるようになり、保育園等の施設と家庭との連携にもつながっていくようになる。

今回、感染症対策について考えたが、子どもたちが、自ら健康を高める力をつくるヘルスプロモーション行動を獲得し支援を進めていくことが、家庭や地域の感染症対策につながり健やかに成長を増進するために大切なことであると改めて感じた。

### 文 献

- 1) 厚生労働省. 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)(2021(令和3)年8月一部改訂)(令和4年10月31日現在). <https://www.mhlw.go.jp/content/001007669.pdf>
- 2) 厚生労働省. 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)一部改訂 新旧対照表. <https://www.mhlw.go.jp/content/001007671.pdf>
- 3) 厚生労働省. 保育所における感染症対策ガイドライン(2018改訂版)一部見直し概要. <https://www.mhlw.go.jp/content/001007670.pdf>
- 4) 全国保育園保健師看護師連絡会. 保育の中の健康教育保健指導シリーズ NO.11. 東京:一般社団法人全国保育園保健師看護師連絡会, 2018.

(渡邊 久美)